

## このブックレットを よく読むこと

これは皆さんの戦時のガイドである。  
必要な時に読めるように手元においておくこと。  
ブックレットはスウェーデンのすべての男女のためのものである。誰でも注文できる。

政府情報委員会  
ストックホルム2

# もし 戦争が 起きたら

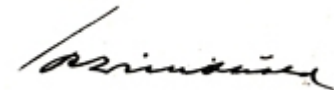


王国国民のための戦時ガイダンス

# グスタフ、神の恩寵ある スウェーデン国王 ヨーテボリ ヴェンデ

全能の神の恩寵のあらんことを

国王陛下は、政府情報委員会に、戦争の際のガイドを発行し、王国国民に配布するよう指示した。諜報国に関して。ストックホルム、1943年6月17日



政府情報委員会へ  
戦争の際の王国国民へのガイドについて

## スウェーデン国民へ

スウェーデン国家と国人は、あらゆる攻撃から王国の自由と独立を守るという決意において団結している。この決意にはすべての国民が関わる。これには、全戦力の動員と、男女・老若・武装非武装・軍と文民・政府と個人など、すべての国民の参加が必要である。王国の幸福と存在について、義務と任務のすべてが果たされなければならない。

我々が望むことは、戦争の回避である。我々の努力はこれに基づく。しかし、我々は、わが国が危険にさらされ、攻撃される可能性を予期しておかなければならない。このような状況に直面することに備え続けなければならない。

現代戦争は軍事力の対決だけではない。戦争はあらゆるものごと、あらゆる人々に影響が及ぶ。攻撃は警告なしに発生し、陸上、海上、空中から展開される可能性がある。

特に航空攻撃はパニックを引き起こし、文民および軍の指揮を混乱させる可能性がある。さらに、たとえばラジオやリーフレットで、スウェーデンが譲歩したという発表が頻繁に宣伝されるかもしれない。これらはすべて、人々を混乱させることを目的としている。敵の工作員の妨害活動も予期される。

戦争の際の行動の基礎として、2つの原則が適用される：

**あらゆる状況で抵抗を続ける必要がある。  
抵抗中止に関するいかなるメッセージも偽物である。**

## 開戦時及び戦時中の行動原則

要するに、スウェーデン社会とスウェーデン国民は、敵対的な攻撃が発生した場合、許されるあらゆる手段で抵抗しなければならない。

それでは、あらゆる戦争手段が許可されているのか？ そうではない。法の支配に基づくスウェーデンは、国際法の規定とスウェーデンが加盟した国際行動規則を尊重したいと考えている。これらの規範は、いわゆる陸戦協定(IV：1907年のハーグ条約)に含まれており、このブックレット末尾に抜粋を掲載している。(付録参照)

確かに、第一次世界大戦中、これらの規則のいくつかは一般的に遵守されなかった。したがって、これらの規則は安全保障を提供できない。しかし、これらは国民に、そして軍隊に、依って立つ法的根拠を与える。

2つのことを銘記されたい：1) これらの国際法規を、敵がどのように振る舞うかに関係なく、我々スウェーデン人は遵守しなければならない。たとえ敵が国際法規を足元で踏みにじったとしても、我々は遵守する必要がある。2) 疑わしい場合は、国王陛下のみが国際法規の適用方法を規定することができる。

## 1. 徴集兵と志願兵

正規軍や防衛隊は（文民とは異なり）、陸軍・海軍・空軍・郷土防衛隊・沿岸警備隊・防空隊のいずれであれ、徴集兵あるいは、志願して軍務についた非徴集兵である志願兵である。

開戦時であれ緊急時対応（付録参照）であれ、徴集兵であれ志願兵であれ、動員された人々[1]に適用される単純な基本原則は：

### 部隊編成に備えること

兵役命令や報告命令を受けていない場合は、命令を待たないこと。郵便や電信接続が切断されたり、無線が通らなかつたりする場合がある。すぐに応召すること。困難や危険はない。これは義務である。

最も重要なことは、正規部隊を計画どおりに立ち上げて運用できることである。したがって、定められた場所に到達するために、あらゆる手段をとる必要がある。すなわち：

- 1) 指示された集合地点あるいは設置地点に移動する
- 2) そこに到達できない場合は、最寄りの郷土防衛隊士官あるいは兵役命令で指定された部隊に連絡し、そこでどうすべきか指示を受ける。

[1] 動員された人々とは、「戦時配置命令」あるいは「戦時配置通知（戦時配置変更）」の形式で、帰郷中に動員通知を受け取ったか、帰郷時に口頭命令を受けた人々のことである。

指定場所に鉄道・船舶・バス・自動車・自転車・スキー・徒歩などとにかく移動する。

徴兵猶予を含む動員されていない人々に適用される原則は：

居住地がスウェーデン掌握下にある限り、職場に留まること。文民当局あるいは軍当局の命令時のみ職場を離れること。

居住地が地上戦の影響を受けるか、占領される差し迫った脅威があるか、既に占領されている場合、最寄りの郷土防衛隊士官に連絡をして、何をすべきか指示を受けること。

同じ原則は、武器を持てる、すなわち非徴集者にも適用される。

**敵に利用されないように。**

**王国の防衛には誰もが不可欠である。**

## 2. 文民戦闘員

文民、すなわち正規軍に属さない人々は、陸戦協定の定めに従って、軍とは注意深く分離されているが、自力で自国防衛の権利を奪われるわけではない。通常部隊あるいは義勇軍として戦闘可能である。

a) 文民はまずは志願兵として最寄りの軍事部隊に登録可能かつ登録すべきである。これにより、本人は制服を着ることになり、正規軍に所属するとみなされる。

b) 地域の文民は以下の条件で義勇軍を構成できる。

部下について責任を持つ指揮官に率いられている。

義勇軍メンバーは容易に認識可能な標章、できれば制服の一部（コートや帽子など）を着用し、非常時には腕章やエンブレムを着用する。  
それとわかるように武器を携行する。  
戦時法及び慣習が見られる。

c) 占領されていない地域の住民は、義勇軍を編成する時間がなくても、武器を取って志願して敵と戦闘できる。それとわかるように武器を携行し、戦時法及び慣習が見られれば、戦闘員とみなされる。

戦闘継続中は、文民は正規軍部隊あるいは義勇軍に参加できる。志願者たちは制服を着用し、武器を携行し、正規部隊あるいは義勇軍に所属する。

戦う文民がここに定められた規則に従わない場合、彼らは敵の報復を受ける。また、戦時国際法とは無関係に、敵が戦争中の文民に対して冷酷な措置を講じることが予期しなければいけない。  
郷土防衛隊と連携して、組織化された義勇軍として、可能な限り自発的戦闘を行うことが重要となる。

### 3. 非戦闘員の文民

本当の意味での文民は、スウェーデンの文民当局および軍当局の規制を忠実に遵守し、これらの当局を最大限に支援する必要がある。緊急警報（付録参照）またはその他の準備を強化するための命令が発令された場合、防空隊員は事前に指定された場所に連絡する必要がある。

緊急警報が発生した場合は、すぐに灯火管制を実行し、無線受信機の電源を入れ、すべての防空壕を遅滞なく準備する必要がある。

#### a) スウェーデン掌握下の地域の文民

スウェーデン掌握下では、主要原則が適用される：自分の職場に留まり、命令に従い、全力を尽くすこと。支援するのが困難で危険だと思われる場合でも、スウェーデン軍及びスウェーデン防空隊を支援する事。訳立つ仕事をする事。郷土防衛の義務があることを銘記すること。パニックに対抗すること。噂を広めないこと。スパイに注意すること。

パニックあるいは統制されていない避難は、いかなる場合でも起こしてはならない。それは自国の防衛を妨げ、敵を利する。文民は、当局によって避難が推奨された場合にのみ、居住地を離れることができる。これは、敵に脅かされている地域と空襲にさらされている場所に適用される。

避難は、王国の緊密な防衛に関して可能かつ適切な範囲でのみ行われる。したがって、たとえ激しい空襲にさらされたり、戦闘エリア内にいる場合でも、誰もが郷土に留まる備えをしなければならない。戦線に参加する人は誰でも、森の中などで避難所や地下室を提供している場所を見つけて、保護を求めることができる。自宅を破壊されたり、その他の事故や困難にある隣人や他人を助けられるよう、誰もが備えなければならない。

## b) 被占領地域の文民

攻撃時には、スウェーデンは全力で領土を防衛する。しかし、戦時には、短期あるいは長期にわたり、特定地域が敵に占領される可能性があるという事実を考慮しなければならない。その場合、被占領地域に居住する住民と占領軍の双方の権利と義務は、文民戦争規定に定められている。戦闘が行われている地域、あるいは敵軍が一時的にしか存在しない地域（たとえば、機械化部隊の侵入、空挺部隊の降下）は占領されているとは見なされず、占領に関する陸戦規則の規定は適用されない。

陸戦協定は、敵が占領地内の住民に自国の軍事状況と防衛手段に関する情報を提供することを強制することを禁じている。そのような情報提供は反逆にあたるものであり、常に拒否すべきである。また、少なからぬスウェーデン人に自国を狙った戦争作戦への参加を強要されることも同様である。

占領地内では、敵は既存の自治体や住民に現物や職務遂行能力の要求を要求する可能性があるが、それは占領軍のニーズに限られる。そのような要求は拒否できない。敵が拒否した場合、懲罰を課す可能性があるからである。

我々の必需品と資産をどの程度持ち去られるか、誘拐または運び去られるかのいずれかによって敵。通話、ここでは通信できません。

私たちの必需品と資産がどの程度、徴発あるいは破壊のいずれかによって、敵に奪われるかについて、ここでは伝達できない。しかし、自治体当局はこの点に関してどのように進めるかについての指示を受けている。

地域の文民及び軍当局は、可能なら、自動車の使えなくする時期を決定する（たとえば、バッテリーやゴムベルトの取り外しなど）。そのような規制が発令されていない場合で、敵が襲来した場合、自動車を使えなくするのは国民の義務である。ただし、特別に製造された防空用車両（救急車・消防車・トロリーなど）は特別命令が発令されたときのみ使えなくする必要がある。敵が自転車を利用する可能性がある場合は、サイクリスト自身が重要なネジやボルトを取り外して、自転車を使えなくする必要がある。スキーは隠しておく必要がある。基本原則は次のとおりである、敵軍がすぐに使用できる輸送手段やその他の設備機器が敵に無傷で渡らないようにすること。厳格な受動的抵抗を続ける必要がある。

## 4. 文民当局

### a) スウェーデン掌握下の文民当局

あらゆる面で学校は軍司令官に役立ち、その仕事を支援する。

上からの指示がない場合、文民当局は関連する地方の軍事当局と連絡を取りながら独立して行動しなければならない。

戦時あるいは戦争の危機の際には、文民行政は平時と同様には活動しえないという事実を考慮しなければならない。国王陛下には、地方自治体など文民当局の義務と責務及び、その活動を行う方法の変更を命じることができる。

ある自治体当局に属する権限やタスクが、自治体内の別の自治体当局あるいは政府機関に移譲されるか、適切あるいは必要であると判明した場合、別の自治体の当局に移譲される場合がある。多くの場合、さまざまな市や政府機関の運営形態を簡素化する必要もある。

最後に、当局が通常の間所以外の場所から活動を行う備えをしなければならない。したがって、例えば戦争の状況により、郡行政委員会が居住地以外の場所で一時的な移設を余儀なくされる可能性がある。

ただし、原則として、政府および地方自治体の当局と団体、およびスウェーデンが所有する地域内の個人は、可能な限り活動地域に留まり、義務を果たす必要がある。当局は、現金・地図・帳簿・記録・その他の敵に利益をもたらす可能性のある文書などが、敵の手にわたらないよう措置を講じるよう求められている。

スウェーデン電気通信局、政府鉄道、政府バッテリーに所属する職員には特別な規則が適用される。

## **b) 占領の脅威が差し迫った地域の文民当局**

敵が利益のために行政権を持つスウェーデン当局を利用することができないようにするため、当局は占領の脅威が差し迫った場合に敵の手の届かない別の場所に移動するように国王陛下から指示されている。これらの指示は、郡の行政委員会、治安判事、市長、および郡の収税人に適用される。

これらの文民当局は、敵に利益をもたらす可能性のある業務を実施しないよう指示されている。

したがって、占領の脅威が差し迫った地域の文民は、多くの重要な文民当局が機能を停止し、この地域を離れることを予期しなければならない。

しかし、文民当局は、敵の手に渡る危険を冒しても、その場所の防衛を維持するためにその存在が必要である限り、その活動場所を離れてはならないという規制を受けている。

## **c) 被占領地の文民当局**

したがって、行政権を持つ文民当局は、占領許可の発効時に被占領地に留まらなければならない。

被占領地でスウェーデンの知事、郡行政委員会、治安判事、市長、あるいは地方検事によって提示された新しい法規制は、虚偽と見なし、権限なき命令とする。

一部の政府機関および地方自治体が、活動を継続・完遂することが予期される。一般に、聖職者が会衆にとどまり、人々に仕えることを期待できる。残留している公的機関および公務員は、敵の軍隊および公務員に対する正しいが厳しく制限された行動を遵守し、可能であれば、すべての緊密な接触を回避するものとする。厳しい受動的抵抗を維持する必要がある。

状況が許す限り、当局は被占領地域内でスウェーデンの法的秩序を維持するために働き、そうでない場合は占領国に対する住民の権利と利益を保護するものとする。敵がスウェーデン当局に行動を起こすことを要求した場合、つまり国家を狙った敵の活動の支援を要求された場合、当局は与えられた命令に従ってその要求に応じてはならない。

ここまで述べてきたことは、要件が財産の要求、仕事の遂行の要求、あるいは占領国が陸戦協定の規則の下で占領地内で取る権利がある別の措置の実行への参加に関連している場合でも適用される。占領国がそのような措置に対する権限を持っているとしても、陸戦協定は国民にスウェーデン当局の実施への参加を要求する権利を与えるからである。

**報復を怖れて、当局がそのような要求に応じてはならない。**

**スウェーデン国民は以下を銘記されたい：**

王国の自由と独立に対するあらゆる攻撃は、武力で対抗しなければならない。

総力戦には総力防衛が必要である。

抵抗は終了するというメッセージはすべて虚偽である。スウェーデンは自衛を願い、自衛可能であり、自衛しなければならない。

## 戦時国際法

戦争には慣習がある。長い間、さまざまな程度で、捕虜と文民を保護し、占領者の行政と司法行政への干渉を制限し、戦争自体を人間化することを目的とした特定の慣習的権利が適用されてきた。1907年に陸戦の法規慣例に関する条約に追加された規則（IV: ハーグ条約）はこの目的のために基準を確立しようとしている。

### 陸戦協定からの抜粋(1907年10月18日のハーグ条約)

**第1条:**戦争の法規、権利、義務は正規軍にのみ適用されるものではなく、下記条件を満たす民兵、義勇兵にも適用される。

- 1) 部下の責任を負う指揮官が存在すること。
- 2) 遠方から識別可能な固著の徽章を着用していること。
- 3) 公然と兵器を携帯していること。
- 4) その動作において、戦争法規を遵守していること。

**第2条:**未だ占領されていない地方の人民でありながら、敵の接近にあたり第1条に従って編成する暇なく、侵入軍隊に抗敵するため自ら兵器を操る者が公然と兵器を携帯し、かつ戦争の法規慣例を遵守する場合はこれを交戦者と認める。



**第23条:**特別の条約により規定された禁止事項のほか、特に禁止するものは以下の通り。

- a) 毒、または毒を施した兵器の使用。
- b) 敵の国民、または軍に属する者を裏切って殺傷すること。
- c) 兵器を捨て、または自衛手段が尽きて降伏を乞う敵兵を殺傷すること。
- d) 助命しないことを宣言すること。
- e) 不必要な苦痛を与える兵器、投射物、その他の物質を使用すること。
- f) 軍使旗、国旗その他の軍用の標章、敵の制服またはジュネーヴ条約の特殊徽章を濫りに使用すること。[1] 交戦者はまた相手当事国の国民を強制して本国に対する作戦行動に加わらせることができない。戦争開始前その役務に服していた場合といえどもまた同じ。

**第29条:**交戦者の作戦地域内において、敵勢力に通謀する意志をもって、隠密に、または虚偽の申告の下に行動して、情報の蒐集をしようとする者を間諜とする。故に、変装せずに、軍人として情報収集の為、敵軍の作戦地域内に侵入した者は間諜と認めない。軍人であるか否かに係わらず、自軍または敵軍宛の通信を伝達する任務を公然と執行する者も間諜と認めない。

**第42条:**一地方が事実上敵軍の権力内に帰したときは占領されたものとする。占領はその権力を樹立し、かつこれを行使できる地域をもって限度とする。

[1] 赤十字

**第43条:**国の権力が事実上占領者の手に移った上は、占領者は絶対的な支障がない限り、占領地の現行法律を尊重して、なるべく公共の秩序及び生活を回復確保する為、施せる一切の手段を尽くさなければならない。

**第44条:**交戦者は、占領地の人民を強制して相手の軍またはその防御手段についての情報を供与させることはできない。

**第45条:**占領地の人民は、敵国に強制的に忠誠の誓いを為さしめられることはない。

**第46条:**家の名誉及び権利、個人の生命、私有財産ならびに宗教の信仰及びその遵行を尊重しなければならない。

私有財産は没収できない。

**第47条:**略奪はこれを厳禁とする。

**第50条:**人民に対しては、連帯の責任があると認めることができない個人の行為のために、金銭上その他の連座罰を科すことはできない。

**第51条:**取立金はすべて総指揮官の命令書により、かつその責任をもっておこなうものでなければこれを徴収することができない。取立金はなるべく現行の租税賦課規則によりこれを徴収しなければならない。一切の取立金に対しては納付者に領収書を交付しなければならない。

**第52条:**現品徴発及び課役は、占領軍の需要の為でなければ市区町村または住民に対してこれを要求できない。徴発及び課役は地方の資力に相応し、かつ人民がその本国に対する作戦行動に加わるような義務を負わない性質のものであること。


前掲の徴発及び課役は占領地方に於ける指揮官の許可を得なければこれを要求できない。

現品の供給に対してはなるべく即金にて支払い、それができない場合には領収書をもってこれを証明し、かつなるべく速やかにこれに対する支払いを履行しなければならないものとする。

# 空襲・奇襲攻撃・差し迫った戦争の危機 に対する警報

空襲の際には、一般国民には防空隊から「空襲警報」  
「警報解除」「緊急警報」により警報が発令される。

## 空襲警報

空襲の危険が差し迫ったことを意味し、タイフーンのあるほとんどの場所で繰り返し短い衝撃音によって1分間、通知される。———そして他の場所では音の上昇と下降によるサイレン音で通知される。

自動電話網のある場所では、空襲警報号は、約30秒間短い呼び出し信号を繰り返すことによって電話でも発令される。

## 警報解除

発令された空襲警報が終了したことを意味し、タイフーン及びサイレンの30秒間の一定音で通知される。

警報解除は警察や自治体からの口頭でも通達される。電話では通知されない。

## 緊急警報

国が奇襲攻撃を受けた場合や、事前に防空体制が推奨されていない状態で戦争の危機が差し迫った場合に、緊急警報が発令される。

空襲が予期されない場合、緊急警報は空襲警報（ただし電話では発令されない）と30秒間隔での警報解除として通知される。

空襲が予期される場合、緊急警報は30秒間隔で2回の空襲警報として発令される。この場合、一部の場所では、空襲警報も電話で一般国民に通知される。